構 想 調 書

【別紙様式４】

年　　月　　日

文部科学省初等中等教育局長　　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （申請者） | 住所 |  |
|  | 名称及び |  |
|  | 代表者名 |  |

　令和６年度「新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）」に関する構想調書を以下のとおり提出いたします。

記

**１　事業の概要**

**（１）学際領域学科又は地域社会学科等を設置する学校名・設置（予定）年度**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 公立・私立・  国立・株立の別 | 学校名  （ふりがな） | 学科の種類 | 設置（予定）  年度 | 決定 |
|  |  |  |  |  |

　※学科の種類は学際領域学科又は地域社会学科、その他普通科の別を記載すること。

　※設置（予定）年度は令和６年度、令和７年度又は令和８年度を記載すること。

　※教育委員会等における決定を経ている等、組織として設置が決定している場合には、「決定」欄に○を付すこと。

**（２）学校の詳細**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課程別 | 新学科の  収容定員 | 学年制・  単位制の別 | 学科の名称（決定している場合） |
|  |  |  |  |

※課程別は、全日制・定時制・通信制の別を記載すること。

**（既存の学科を転換する場合は、以下も記載）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現在の生徒数 | 現在の学科の種類 | 現在の学科の名称 |
|  |  |  |

**（３）当該学科における特色・魅力ある先進的な教育の取組について**

|  |
| --- |
|  |

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

**２　事業の目的等**

**（１）学際領域学科又は地域社会学科等を設置する高等学校を取り巻く状況の分析、学際領域学科又は地域社会学科等を設置する必要性**

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

|  |
| --- |
|  |

**（２）学際領域学科又は地域社会学科等における取組の目的・目標（学際領域学科又は地域社会学科等における教育を通じて育成を目指す資質・能力を含む）**

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

|  |
| --- |
|  |

**３　実施体制**

**（１）管理機関における実施体制や事業の管理方法**

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

|  |
| --- |
|  |

**（２）管理機関における事業全体の成果検証、評価のための体制、考え方**

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

|  |
| --- |
|  |

**（３）学際領域学科又は地域社会学科等を設置する高等学校における事業の管理方法**

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

|  |
| --- |
|  |

**（４）管理機関及び申請校における研究開発の実績（申請校が新設校の場合、管理機関における実績のみを記載）**

|  |
| --- |
|  |

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

**（５）運営指導委員会の体制**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属 | 氏名 | 主な実績 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※必要に応じて行を追加すること。

**（６）運営指導委員会が取り組む内容**

|  |
| --- |
|  |

※10.5ポイント。7行以内で記入すること。

**４　学際領域学科又は地域社会学科等における取組**

**（１）学際領域学科又は地域社会学科等におけるカリキュラムや教育方法等の特色・魅力ある先進的な教育の内容（学校設定教科・科目の詳細は別添１「学校設定教科・科目の設定に関する説明資料」に記載。）※教育課程表は添付資料として添付すること。**

|  |
| --- |
|  |

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

**（２）コンソーシアム等の関係機関等との連携・協力体制の構築の考え方・方法**

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

|  |
| --- |
|  |

**（３）コンソーシアムの構成員**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属 | 氏名 | 主な実績 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※必要に応じて行を追加すること。

**（４）配置するコーディネーターの属性や役割**

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 所属 | 氏名 |
|  |  |

※必要に応じて行を追加すること。

**当該者の主な実績**

|  |
| --- |
|  |

※７行以内で記載すること

**コーディネーターが取り組む内容（勤務形態を含む）**

|  |
| --- |
|  |

**（５）学際領域学科又は地域社会学科等の設置及び設置に向けた検討に関する生徒、保護者、地域等への説明の実施**

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

|  |
| --- |
|  |

**５　実施計画**

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

**（１）３ヶ年の実施計画の概要**

|  |
| --- |
|  |

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

**（２）今年度の計画の内容**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **月** | **事業の内容** | |
| **カリキュラムや教育方法等の開発** | **関係機関等との連携・協力体制の構築** |
| **４月** |  |  |
| **５月** |  |  |
| **６月** |  |  |
| **７月** |  |  |
| **８月** |  |  |
| **９月** |  |  |
| **１０月** |  |  |
| **１１月** |  |  |
| **１２月** |  |  |
| **１月** |  |  |
| **２月** |  |  |
| **３月** |  |  |

※今年度の計画の内容は２ページ以内。

**（３）事業の進捗状況の定期的な確認や改善の仕組み（事業のアウトプットやアウトカムの考え方、目標指標の設定は別添２「目標設定シート」に記載。）**

|  |
| --- |
|  |

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

**６　成果の普及のための仕組み**

|  |
| --- |
|  |

**７　国の指定終了後の取組継続のための仕組み**

|  |
| --- |
|  |

※10.5ポイント以上。１ページ以内で記入すること。

**８　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（該当する欄に○）**

1. **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等**

|  |  |
| --- | --- |
| 認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝１点 |  |
| 認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝２点 |  |
| 認定段階３＝３点 |  |
| プラチナえるぼし認定＝５点 |  |
| 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が１００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝０．５点 |  |

**②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業）**

|  |  |
| --- | --- |
| くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定）＝１点 |  |
| トライくるみん認定＝１．５点 |  |
| くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝１．５点 |  |
| くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 3 年改正省令による改正後の次世法施行規則第4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定）＝１．５点 |  |
| プラチナくるみん認定＝５点 |  |

**③青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定**

|  |  |
| --- | --- |
| ユースエール認定＝２点 |  |

※認定を受けている場合は、その写しを添付すること。

※このページの構成を変えないこと。